



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年3月23日火曜日 第1543号

◇ 目 次 ◇ 告 示

行政書士試験事務の委任の一部改正.....	263
新たに生じた土地の確認（生名村）.....	263
字の区域の変更（川内町）.....	263
町営土地改良事業の換地処分.....	263
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	263
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	264
道路の区域変更（県道西条久万線）.....	266
道路の区域変更（県道湯山高縄北条線）.....	266
道路の供用開始（"）.....	266
道路の区域変更（県道八幡浜保内線）.....	267
道路の供用開始（"）.....	267
道路の区域変更（一般国道378号）.....	267
道路の供用開始（"）.....	268
道路の区域変更（県道猿鳴平城線）.....	268
道路の供用開始（"）.....	268
開発行為に関する工事の完了.....	268
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	268

公 告

技能検定の合格者.....	269
争議行為の通知の公表.....	277

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則.....	277
--------------------------	-----

公安委員会告示

暴走行為助長禁止重点区域の指定の一部改正.....	278
---------------------------	-----

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数（2件）.....	278
---------------------------------	-----

任 免 辞 令

竹内聖人.....	279
公営企業任免辞令.....	279

告 示

○愛媛県告示第561号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定により指定試験機関から主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出があったので、行政書士試験事務の委任（平成12年6月愛媛県告示第1048号）の一部を次のように改正する。

平成16年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

1(2)及び(3)中「東京都目黒区上目黒三丁目6番18号」を「東京都千代田区日比谷公園1番3号」に改める。

○愛媛県告示第562号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、生名村長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は生名村の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
生名村2244の1、2244の2、2245から2249まで、2253、2255から2257まで、2268の1から2268の4まで、2269の1から2269の3まで、2284の1及び2284の2の地先	1 405.74

○愛媛県告示第563号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、川内町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する区域			摘 要
	字 名	地	番	
大字 則之内	字 久米両	大字 則之内	字 久尾	これに伴う道路、水路等を含む。
	字 宿野		丙461の2及び丙463の2	

○愛媛県告示第564号

平成16年3月11日川内町営中山間地域総合整備事業三内地区（惣田谷下工区）の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成16年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第565号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船及びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成16年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成16年3月23日から4月5日まで

○愛媛県告示第566号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、城辺町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

城辺町

南宇和郡城辺町甲2420番地

代表者 城辺町長 谷口 長治

南宇和郡城辺町甲4179番地第2

2 埋立区域

(1) 位置

南宇和郡城辺町深浦 220 番 1 地先から同大字 252 番 2 地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から61点までを順次直線で結んだ線及び61点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡城辺町深浦 216 番 2 の道路に設置された標柱）は、北緯32度56分46秒、東経 132 度35分39秒の地点

1 点は、基点から真北 267 度00分10秒 49.23 メートルの地点

2 点は、1 点から真北 173 度49分11秒 5.24 メートルの地点

3 点は、2 点から真北 262 度13分02秒 5.40 メートルの地点

4 点は、3 点から真北 259 度15分55秒 5.60 メートルの地点

5 点は、4 点から真北 256 度32分35秒 5.70 メートルの地点

6 点は、5 点から真北 253 度28分46秒 5.70 メートルの地点

7 点は、6 点から真北 250 度32分12秒 5.70 メートルの地点

8 点は、7 点から真北 247 度36分24秒 5.60 メートルの地点

9 点は、8 点から真北 245 度04分30秒 4.70 メートルの地点

10 点は、9 点から真北 243 度02分04秒 5.00 メートルの地点

11 点は、10 点から真北 241 度07分09秒 7.10 メートルの地点

12 点は、11 点から真北 239 度19分32秒 7.30 メートルの地点

13 点は、12 点から真北 237 度31分28秒 14.60 メートルの地点

14 点は、13 点から真北 236 度32分58秒 24.77 メートルの地点

15 点は、14 点から真北 326 度26分02秒 0.50 メートルの地点

16 点は、15 点から真北 236 度26分01秒 3.20 メートルの地点

17 点は、16 点から真北 146 度24分06秒 0.50 メートルの地点

18 点は、17 点から真北 236 度30分49秒 41.05 メートルの地点

19 点は、18 点から真北 236 度29分54秒 12.61 メートルの地点

20 点は、19 点から真北 239 度24分46秒 9.40 メートルの地点

21 点は、20 点から真北 243 度44分02秒 9.60 メートルの地点

22 点は、21 点から真北 247 度37分34秒 4.90 メートルの地点

23 点は、22 点から真北 250 度13分57秒 2.20 メートルの地点

24 点は、23 点から真北 252 度31分32秒 4.00 メートルの地点

25 点は、24 点から真北 255 度07分27秒 2.40 メートルの地点

26 点は、25 点から真北 258 度11分21秒 5.00 メートルの地点

27 点は、26 点から真北 263 度11分39秒 4.60 メートルの地点

28 点は、27 点から真北 266 度31分29秒 5.00 メートルの地点

29 点は、28 点から真北 270 度28分27秒 5.20 メートルの地点

30 点は、29 点から真北 274 度39分37秒 5.00 メートルの地点

31 点は、30 点から真北 278 度58分33秒 5.10 メートルの地点

32 点は、31 点から真北 282 度21分43秒 4.20 メートルの地点

33 点は、32 点から真北 286 度05分30秒 4.00 メートルの地点

34 点は、33 点から真北 17 度25分05秒 5.31 メートルの地点

35 点は、34 点から真北 106 度43分49秒 0.80 メートルの地点

36 点は、35 点から真北 105 度15分11秒 4.49 メートルの地点

37 点は、36 点から真北 100 度40分45秒 5.09 メートルの地点

38 点は、37 点から真北 96 度06分20秒 4.89 メートルの地点

39 点は、38 点から真北 91 度59分08秒 4.99 メートルの地点

40 点は、39 点から真北 87 度12分55秒 5.29 メートルの地点

41 点は、40 点から真北 83 度00分45秒 4.99 メートルの地点

点

42点は、41点から真北78度24分17秒4.89メートルの地

点

43点は、42点から真北73度54分18秒3.89メートルの地

点

44点は、43点から真北71度01分52秒4.29メートルの地

点

45点は、44点から真北67度01分07秒5.99メートルの地

点

46点は、45点から真北62度49分24秒8.19メートルの地

点

47点は、46点から真北59度12分45秒7.99メートルの地

点

48点は、47点から真北56度39分25秒12.78メートルの

地点

49点は、48点から真北56度35分23秒69.00メートルの

地点

50点は、49点から真北57度40分59秒19.08メートルの

地点

51点は、50点から真北60度06分26秒6.66メートルの地

点

52点は、51点から真北62度10分59秒5.56メートルの地

点

53点は、52点から真北63度45分18秒4.46メートルの地

点

54点は、53点から真北65度34分30秒4.06メートルの地

点

55点は、54点から真北67度40分21秒4.96メートルの地

点

56点は、55点から真北69度58分46秒4.96メートルの地

点

57点は、56点から真北72度31分25秒4.86メートルの地

点

58点は、57点から真北74度53分43秒5.16メートルの地

点

59点は、58点から真北77度15分37秒4.96メートルの地

点

60点は、59点から真北80度02分23秒4.96メートルの地

点

61点は、60点から真北82度15分38秒4.26メートルの地

点

(3) 面積

1,182.42平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成6年2月3日 愛媛県指令河第591号

4 しゅん功認可年月日

平成16年3月23日

○愛媛県告示第567号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、城辺町役場にお

いて告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域

(1) 位置

南宇和郡城辺町深浦220番1地先から同大字252番2地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から31点までを順次直線で結んだ線並びに31点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡城辺町深浦216番2の道路に設置された標柱）は、北緯32度56分46秒、東経132度35分39秒の地点

1点は、基点から真北276度05分23秒50.30メートルの地点

2点は、1点から真北173度48分30秒7.96メートルの地点

3点は、2点から真北263度04分12秒0.90メートルの地点

4点は、3点から真北262度15分38秒4.26メートルの地点

5点は、4点から真北260度02分23秒4.96メートルの地点

6点は、5点から真北257度15分37秒4.96メートルの地点

7点は、6点から真北254度53分43秒5.16メートルの地点

8点は、7点から真北252度31分25秒4.86メートルの地点

9点は、8点から真北249度58分46秒4.96メートルの地点

10点は、9点から真北247度40分21秒4.96メートルの地点

11点は、10点から真北245度34分30秒4.06メートルの地点

12点は、11点から真北243度45分18秒4.46メートルの地点

13点は、12点から真北242度10分59秒5.56メートルの地点

14点は、13点から真北240度06分26秒6.66メートルの地点

15点は、14点から真北237度40分59秒19.08メートルの地点

16点は、15点から真北236度35分23秒69.00メートル

の地点
 17点は、16点から真北 236 度39分25秒 12.78 メートル
 の地点
 18点は、17点から真北 239 度12分45秒7.99メートルの
 地点
 19点は、18点から真北 242 度49分24秒8.19メートルの
 地点
 20点は、19点から真北 247 度01分07秒5.99メートルの
 地点
 21点は、20点から真北 251 度01分52秒4.29メートルの
 地点
 22点は、21点から真北 253 度54分18秒3.89メートルの
 地点
 23点は、22点から真北 258 度24分17秒4.89メートルの
 地点
 24点は、23点から真北 263 度00分45秒4.99メートルの
 地点
 25点は、24点から真北 267 度12分55秒5.29メートルの
 地点

26点は、25点から真北 271 度59分08秒4.99メートルの
 地点
 27点は、26点から真北 276 度06分20秒4.89メートルの
 地点
 28点は、27点から真北 280 度40分45秒5.09メートルの
 地点
 29点は、28点から真北 285 度15分11秒4.49メートルの
 地点
 30点は、29点から真北 286 度43分49秒0.80メートルの
 地点
 31点は、30点から真北17度25分06秒 12.14 メートルの
 地点

(3) 面積

2,824.61平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成 6 年 2 月 3 日 愛媛県指令河第 590 号

4 しゅん功認可年月日

平成16年 3月23日

○愛媛県告示第 568 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西条久万線	西条市黒瀬字大谷乙186番 5 から 同市黒瀬字向乙192番 9 まで	旧	メートル 5.0~23.2	キロメートル 0.117	
			新	16.0~49.0	0.117	

○愛媛県告示第 569 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	湯山高縄北条線	北条市別府1050番 2 から 同市別府1048番 4 まで	旧	メートル 4.8~5.4	キロメートル 0.068	
			新	13.8~15.6	0.068	

○愛媛県告示第 570 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯山高縄北条線	北条市別府1050番 2 から 同市別府1048番 4 まで	平成16年 3月23日

○愛媛県告示第 571 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
県 道	八幡浜保内線	八幡浜市大字向灘2305番 2 地先から 同大字2308番 1 地先まで	旧	メートル 6.0~14.2	キロメートル 0.072	
			新	7.0~30.7	0.070	
"	"	八幡浜市大字向灘2308番 2 地先から 同大字2340番 5 地先まで	旧	7.0~ 8.0 5.2~ 6.2	0.039 0.036	
			新	7.0~ 8.0 19.4~22.4	0.039 0.032	
"	"	八幡浜市大字向灘2340番 1 地先から 同大字2350番地先まで	旧	14.3~21.8	0.063	
			新	14.3~21.8 14.2~14.2	0.063 0.051	
"	"	八幡浜市大字向灘2351番 4 地先から 同大字2453番地先まで	旧	6.4~13.0 5.5~ 6.8	0.059 0.046	
			新	6.4~13.0 5.5~ 6.8 13.4~14.2	0.059 0.046 0.040	
"	"	八幡浜市大字向灘2453番地先から 同大字2454番地先まで	旧	9.4~16.0 5.5~ 7.2	0.037 0.038	
			新	9.4~16.0 20.2~25.2	0.037 0.038	
"	"	八幡浜市大字向灘2452番 3 地先から 同大字2476番地先まで	旧	8.0~52.7	0.134	
			新	20.2~55.8	0.138	

○愛媛県告示第 572 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜保内線	八幡浜市大字向灘2305番 2 地先から 同大字2476番地先まで	平成16年 3月23日

○愛媛県告示第 573 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	八幡浜市真網代乙69番 7 から 同市真網代乙73番 1 地先まで	旧	メートル 6.5~28.8	キロメートル 0.161	
			新	8.0~41.0	0.156	

○愛媛県告示第 574 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	八幡浜市真網代乙69番 7 から 同市真網代乙73番 1 地先まで	平成16年 3月23日

○愛媛県告示第 575 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡御荘町深泥69番 3 から 同町深泥35番 2 地先まで	旧	メートル 7.0～10.0	キロメートル 0.100	
			新	8.2～19.0	0.100	

○愛媛県告示第 576 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡御荘町深泥69番 3 から 同町深泥35番 2 地先まで	平成16年 3月23日

○愛媛県告示第 577 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
15松局伊土検（開）第50号 平成16年 3月11日	伊予郡松前町大字西古泉字大福394番 2	伊予郡松前町大字昌農内145番地 3 日 野 敏 美

○愛媛県告示第 578 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定に基づき、南予レクリエーション都市計画下水道事業宇和島公共下水道（宇和島市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成16年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事業施行期間
昭和59年 2月14日から
平成22年 3月31日まで
- 2 事業地
(1) 収用の部分
愛媛県宇和島市弁天町 2 丁目、築地町 1 丁目及び明倫町地内

(2) 使用の部分

愛媛県宇和島市弁天町2丁目地内

 公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成15年11月28日から平成16年2月22日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成16年3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

機械加工

特級

受検番号	氏 名
B 1	西 岡 孝 夫

仕上げ

特級

受検番号	氏 名
A 甲 1	高 橋 雅 由

機械保全

特級

受検番号	氏 名
A 甲 1	古 川 明 彦

半導体製品製造

特級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 7	渡 辺 正 教	A 甲 8	斉 藤 憲 一	A 甲 10	近 藤 通 康	A 甲 11	菅 聡

プラスチック成形

特級

受検番号	氏 名
B 1	石 村 裕 之

工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金作業）

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	村 上 泰 祐	A 甲 2	村 上 一 真

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

1 級

受検番号	氏 名
D 1	日 山 賢 児

機械検査（機械検査作業）

1 級

受検番号	氏 名
C 1	武 本 敦 司

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
B 2	島 本 真 二	B 3	村 上 剛	B 4	藤 原 由 行	C 1	越 智 伸 二

機械保全（機械系保全作業）

1 級

受検番号	氏 名						
A 甲 11	高 橋 聖 明	A 甲 12	上 岡 一 光	A 甲 15	木 場 博 之	A 甲 20	加 藤 高 男
A 甲 22	関 徳 重	A 甲 23	真 鍋 典 昭	A 甲 24	秦 悟	A 甲 52	二 宮 慶 徳
A 甲 68	石 原 健 児	A 甲 69	森 本 勝 茂	A 甲 70	黒 川 広 治	A 甲 71	砂 川 豊
A 甲 75	小 松 博	A 甲 86	栗 上 正 志	B 7	石 原 厚 男	B 16	越 智 敦
C 3	高 岡 健 児	C 17	越 智 直 也	C 18	真 喜 良 太	C 21	岩 崎 宣 幸
C 22	小 田 真 司	C 24	高 橋 剛	C 26	重 松 誠	C 27	浅 田 英 樹
C 30	藤 田 潔						

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 10	鳥 越 啓 滋	A 甲 16	神 永 誉 之	A 甲 18	傳 谷 義 信	A 甲 24	岩 月 泰 輔
A 甲 28	上 田 大 輔	A 甲 31	服 部 春 夫	A 甲 33	染 野 優 一	A 甲 35	富 田 育 生
A 甲 41	星 加 恒 幸	A 甲 44	前 田 敏 和	A 甲 45	村 上 浩	A 甲 48	伊 藤 周
A 甲 49	越 智 耕 平	A 甲 50	藤 田 純一郎	A 甲 51	細 田 英 司	A 甲 53	合 田 敦
A 甲 59	藤 田 健 一	A 甲 60	本 藤 晶 文	A 甲 61	白 旗 英 吉	A 甲 62	守 谷 友 喜
A 甲 63	戸 田 航 司	A 甲 64	藤 枝 誠	A 甲 65	高 橋 昌 司	A 甲 66	満 田 圭 師
A 甲 68	村 上 勝	A 甲 70	中 村 茂	A 甲 75	神 野 拓 雄	A 甲 78	石 川 竜 聡
A 甲 83	三 浦 和 嗣	A 甲 88	河 端 信 吾	A 甲 89	青 波 幹 幸	A 甲 90	上 杉 和 博
A 甲 95	安 村 征 之	A 甲 102	池 永 隆 司	A 甲 107	北 須 賀 久	A 甲 109	買 田 昌 人
A 甲 112	山 内 和 義	A 甲 113	塩 崎 征 次 郎	A 甲 115	曾 我 部 寿 士	A 甲 118	山 本 健 一 郎
A 甲 119	藤 原 和 之	A 甲 129	阪 田 勇 一	A 甲 130	岡 伸 一 郎	A 甲 132	高 橋 和 寿
A 甲 134	平 井 慎 二	A 甲 136	白 石 秀 男	A 甲 139	石 川 剛	A 甲 140	森 実 正
A 甲 145	市 原 公 司	A 甲 149	濱 口 誠	A 甲 153	宇 高 豊	A 甲 154	松 本 匡 広
A 甲 159	高 橋 浩 和	A 甲 160	横 川 真 一	A 甲 162	津 乘 伸 浩	A 甲 167	村 上 英 樹
A 甲 169	日 野 彰	A 甲 170	野 口 明 照	A 甲 171	若 原 次 郎	A 甲 175	山 口 浩 治
A 甲 176	松 本 恭 一	A 甲 177	白 井 昭	A 甲 178	森 川 貴 也	A 甲 180	大 石 一
A 甲 184	小 笠 慎 司	A 甲 185	河 内 裕 二	A 甲 186	處 日 出 刀	A 甲 187	正 岡 秀 樹
A 甲 201	大 森 英 晃	B 2	安 倍 直 樹	B 4	城 下 修 平	B 6	柳 原 卓 弥
B 7	柿 本 洋 司	B 14	内 山 茂 雄	B 17	明 日 徹	B 18	一 色 善 文
B 25	長 井 正 一	B 26	佐 藤 嘉 展	B 31	明 比 浩 之	B 33	渡 辺 崇
C 2	前 谷 幸 孝	C 3	畑 中 豊	C 5	神 野 毅	C 8	檜 垣 修 次
C 13	永 易 雅 人	C 16	丹 下 高 志	C 23	毛 利 達 雄	C 26	高 島 孝 利
C 28	菅 裕 夫	C 31	櫛 部 善 晴	C 32	越 智 利 正	C 33	上 坂 勝 邦
C 34	青 野 曹	C 35	曾 我 部 浩	C 37	伊 藤 富 吉	C 38	長 谷 部 直 人

C 41	原 敏 起	C 42	瀬 戸 義 裕	C 43	今 井 亮 太	C 44	堀之内 丈 大
C 45	石 川 智 樹	C 46	近 藤 正 樹	C 47	武 田 泰 徳	C 48	藤 田 秀 徳
C 49	泉 誠	C 50	福 田 雅 之	C 51	砂 田 佳 啓	C 52	矢 野 靖 貴
C 54	奥 野 勝	C 55	石 井 憲 章	C 58	越 智 英 紀	C 60	土手内 博
D 1	鴻 上 龍 也	D 2	岡 本 義 光	D 3	森 幸 司		

機械保全（電気系保全作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 3	伊 藤 公 雄	A甲 4	糸 野 信 之	A甲 8	幡 本 直 人	A甲 16	淵 上 薫
A甲 25	石 井 聖	A甲 27	野 上 誠 一	B 2	石 川 孝 生	B 3	原 康 仁
C 2	宝 田 浩 司	C 3	安 藤 康 至	C 5	高 岡 真 弥	C 6	宮 嶋 龍 治
C 7	白 木 寿 和	C 8	池 浦 憲 朋				

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 4	越 智 貴 則	B 3	黒 川 寿	C 2	武 智 吉 彦	C 4	真 鍋 昇 二
C 5	高 橋 栄 次	C 7	高 原 紳	C 8	山 下 敦 司	C 9	上 田 勲
C 13	十 川 敦						

機械保全（設備診断作業）

1 級

受検番号	氏 名						
A甲 4	村 田 貴 則	A甲 5	安 野 朋 樹	C 1	岡 下 章 博	C 8	大 石 宗 司
C 10	印 南 要 介	C 13	渡 邊 健 治	C 14	白 旗 勝	C 16	松 本 和 則
C 17	青 野 昭	C 19	高 橋 修	C 21	松 本 剛	C 24	垂 水 光 洋
C 26	前 田 忠 士	C 27	三 好 克 彦	C 28	渡 邊 浩 二		

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
C 1	小 林 英 雄	C 2	伊 藤 隆 雅	C 5	北 村 幸 生	C 7	小 野 博
C 9	川 田 智 己	C 10	小 西 篤 史				

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 5	前 田 康 之	C 1	栗 上 正 志

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	山 崎 晃 広	B 1	宮 本 誠 次	C 1	渡 辺 隆

半導体製品製造（集積回路チップ製造作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 3	伊 藤 真 也	A甲 27	河 野 和 也	A甲 29	秋 月 和 輝	A甲 31	越 智 功 一
A甲 32	坂 東 久 光	A甲 34	十 亀 慎 一	A甲 36	村 上 和 之	A甲 40	黒 木 准
A甲 41	小 林 英 樹	A甲 42	伊 藤 裕 二	A甲 46	矢 野 正 和	A甲 50	日 野 正 善
A甲 52	今 井 嘉 浩	A甲 57	延 原 範 彦	B 1	藤 田 美 智 子	B 2	渡 部 敏 明
B 3	清 家 正 彦	B 4	藤 田 義 信	C 2	佐 伯 成 幸		

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 8	藤 田 大 輔	A甲 9	槇 泰 孝	A甲 11	今 井 俊 輔	A甲 16	森 広 志
A甲 18	井 上 和 孝	A甲 19	西 辻 啓 子	A甲 21	幾 鳥 幸 治	A甲 22	佐 藤 雄 二
A甲 23	角 川 佳 奈 子	A甲 24	青 野 宏 紀	A甲 25	渡 辺 雅 則	A甲 29	平 田 春 雄
A甲 30	大 西 祐 司	A甲 31	高 橋 清 信	A甲 33	加 藤 貴 之	A甲 34	木 香 昭 文
A甲 37	阿 部 幸 司	A甲 39	堀 切 和 泰	B 7	森 木 義 博	B 8	曾 我 部 浩 彰
B 10	伊 藤 勝	B 12	山 本 勝	C 2	森 脇 真 二		

自動販売機調整（自動販売機調整作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	小 笠 原 茂 晃	A甲 6	赤 松 三 也	B 1	上 野 博

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	大 西 三 郎	A甲 2	小 島 日 出 男	C 1	永 易 和 彦	C 2	藤 岡 博 昭
C 3	山 本 浩 司	C 4	上 山 勇 夫				

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	村 上 啓 二	A甲 2	富 岡 将 美

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 3	八 幡 哲 兒	A甲 4	秋 山 聖 二 郎	A甲 5	秀 野 友 美	A甲 6	佃 陽 水
A甲 7	石 井 英 明						

農業機械整備（農業機械整備作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	横 田 伸 吾	A甲 5	金 林 正 憲	B 2	松 野 一 成

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	井 上 清 志	A 甲 2	渡 部 晶 彦	A 甲 3	永 井 貴 志	A 甲 4	猪 野 正 人
A 甲 7	岡 本 祥 司	A 甲 9	日 野 敬 一 郎	A 甲 11	井 上 元 一	A 甲 13	高 岡 千 鶴
A 甲 16	菊 地 清 久	A 甲 17	畠 山 大 右	B 1	重 見 秀 樹	B 3	山 本 建 一
C 1	松 野 和 博	C 2	松 本 力 也				

冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 2	片 山 真 彦	A 甲 4	近 藤 瑞 穂	A 甲 5	仙 波 敦 志	A 甲 6	上 田 裕 一
A 甲 7	水 野 剛 士	B 1	新 居 田 耕 三				

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 4	檜 垣 泰 敏	A 甲 7	武 田 誠 治	A 甲 8	佐 々 木 武 志	A 甲 9	森 貞 裕 介
A 甲 10	石 崎 純	A 甲 11	山 内 夏 実	A 甲 12	和 泉 直 紀	A 甲 13	梅 田 豊
B 5	鈴 木 雅 雄						

和裁（和服製作作業）

2 級

受検番号	氏 名
A 甲 1	渡 部 恵 美 子

石材施工（石材加工作業）

2 級

受検番号	氏 名
A 甲 2	加 藤 雄 一

パン製造（パン製造作業）

2 級

受検番号	氏 名
B 2	森 本 孝

菓子製造（和菓子製造作業）

1 級

受検番号	氏 名
C 1	河 上 豊

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	徳 田 忠 憲	A 甲 3	熊 崎 裕 也

かわらぶき（かわらぶき作業）

1級

受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 2	菊地康之	A甲 3	竹田広隆	A甲 5	山本純広	C 1	村上政利

2級

受検番号	氏名
A甲 1	山崎正人

配管（建築配管作業）

1級

受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 1	原敬	A甲 2	山崎裕通	A甲 4	西田尚生	A甲 7	佐々木伸二
A甲 8	真木順也	A甲 9	野間章吾	A甲 10	織田幸治	A甲 11	宮本正一郎
A甲 14	今井克透	A甲 17	谷口智一	B 1	村上明弘	B 3	村上和志

2級

受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 2	入江真澄	A甲 4	片岡豊	A甲 9	村上佐	A甲 10	藤岡貴志
A甲 11	梶川洋二	A甲 12	井手丈友	A甲 13	神田仁	A甲 14	山崎孝芳
A甲 15	阿部裕一郎	A甲 16	延廣隆司	A甲 18	田中光	A甲 19	宮本修樹
A甲 24	相田康邦	A甲 27	松岡幸二	A甲 28	本田諭	B 1	池田大樹
C 3	宮井幸雄	C 5	内田光男	C 6	芳我治郎		

3級

受検番号	氏名
A甲 1	矢野健治

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1級

受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 1	渡部雄二	A甲 3	岩崎聖始	A甲 4	野原豊	A甲 5	谷口龍栄
A甲 7	伊賀上友幸	A甲 8	竹田鉄也	A甲 10	清水誠	C 2	菅徹
C 3	若江誠	C 4	廣藤幸一	C 5	廣藤和也		

2級

受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 4	尾崎誠	A甲 7	川村亮	A甲 9	市川和樹	C 2	合田光男
C 3	櫻田祐介	C 4	山内雄一	C 5	角田孝芳	C 6	新矢貴士
C 7	工藤聖作						

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

1級

受検番号	氏 名						
A 甲 1	川 岸 徹	A 甲 2	岡 本 健 三	A 甲 3	金 谷 正 秀	A 甲 4	宇 都 宮 康
A 甲 5	矢 野 道 博	B 1	渡 部 安 一				

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 4	西 崎 豪	A 甲 6	宮 内 英 樹	A 甲 7	平 木 一 茂	A 甲 8	藤 崎 充 生
A 甲 12	矢 野 義 貴	A 甲 13	山 本 真 司				

防水施工（アスファルト防水工事作業）

1 級

受検番号	氏 名
A 甲 1	山 下 隆 文

防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	佐 伯 宏 道	A 甲 2	神 元 克 己	A 甲 3	宇 都 宮 浩 幸

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	稲 井 健 司	A 甲 2	真 田 孝 広	C 2	山 口 知 博

2 級

受検番号	氏 名
A 甲 1	武 田 裕

防水施工（改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
C 1	池 原 昭 彦	C 2	井 門 良 洋

内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事作業）

1 級

受検番号	氏 名
D 1	三 好 正 彦

ガラス施工（ガラス工事作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
C 1	早 川 幸 伸	C 2	上 田 博 之

テクニカルイラストレーション（立体図作成作業）

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
B 1	藤 井 秀 章	C 1	谷 本 八 重 子

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	坂 本 勲	B 1	國 田 一 秀	B 2	岡 野 悟

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 4	日 野 和 敏	A 甲 7	上 田 一 雄	C 5	石 岡 成 利

2 級

受検番号	氏 名						
A 甲 1	高 須 博 之	A 甲 2	河 内 伸 治	A 甲 3	小 川 美 沙	A 甲 5	間 口 知 大
A 甲 7	笠 崎 祥 司	B 2	田 中 茂	C 2	川 野 勇	C 3	渡 辺 尊 敏
C 4	正 木 博	D 1	泉 博 之				

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1 級

受検番号	氏 名						
A 甲 1	武 田 浩 二	A 甲 2	花 元 哲 也	A 甲 3	佐 伯 英 樹	A 甲 4	坂 本 勝 美

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	櫛 部 勇 介	A 甲 2	西 山 正 樹	A 甲 3	沖 野 昇 一

塗装（鋼橋塗装作業）

1 級

受検番号	氏 名						
B 2	藤 原 功	B 4	武 田 裕 二	C 1	山 田 亨	C 4	國 澤 豊
C 6	西 本 英 二	C 7	中 西 俊 英	C 8	中 村 奈 夫	D 1	光 藤 誠 二

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 2 C 2	桑 原 貴 志 中 村 清 彦	A 甲 4 D 1	秋 山 光 一 山 下 誠	B 1	佐 藤 利 治	C 1	緒 方 和 紀

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

単一等級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 3 B 3	山 本 哲 平 森 洋 喜	A 甲 4 C 2	山 本 浩 樹 矢 野 真 二	A 甲 9	井 上 太 一	B 2	清 水 孝

バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

単一等級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1 A 甲 5	武 田 靖 広 山 口 廣	A 甲 2 A 甲 6	田 中 圭 介 渡 辺 篤	A 甲 3 B 1	是 沢 幸 季 河 野 公 男	A 甲 4 B 2	武 内 利 夫 菅 原 誠

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長藤波武男から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成16年3月11日あったので公表する。

平成16年3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成16年度賃金引き上げ・その他
- 2 日時 平成16年3月29日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 創精会	松山市美沢一丁目10の38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 清和会和ホスピタル	北条市柳原739
財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会まなべ病院	西条市氷見丙477
財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13の47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1の1の28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163
社団法人 八幡浜医師会	八幡浜市広瀬一丁目7の17

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第5号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月23日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（昭和41年愛媛県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第16条中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

第17条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第19条に次の1号を加える。

(6) ハイテク犯罪対策室に関すること。

第28条を第27条の12とし、第27条の10第3項中「第1号、第2号（人事に関する事務を除く。）及び」を削り、同条を第27条の11とし、第27条の9の次に次の1条を加える。

（施設室）

第27条の10 会計課に施設室を附置する。

2 施設室に室長を置き、警視の階級にある警察官又は警察吏員をもつて充てる。室長は、施設室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 施設室は、財産の管理及び処分に関する事務をつかさどる。

第28条の2を第28条とし、同条の次に次の1条を加える。

（機構改革推進室）

第28条の2 警務課に機構改革推進室を附置する。

2 機構改革推進室に室長を置き、警視の階級にある警察官をもつて充てる。室長は、機構改革推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 機構改革推進室は、第12条第1号及び第2号（人事に関

する事務を除く。)の事務をつかさどる。
第28条の7を削り、第28条の8を第28条の7とし、第28条の9から第28条の13までを1条ずつ繰り上げ、第28条の12の次に次の1条を加える。

(ハイテク犯罪対策室)

第28条の13 生活保安課にハイテク犯罪対策室を附置する。

2 ハイテク犯罪対策室に室長を置き、警視若しくは警部の階級にある警察官又は警察吏員をもつて充てる。室長は、ハイテク犯罪対策室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 ハイテク犯罪対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) ハイテク犯罪に係る総合的対策に関すること。
- (2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)に関すること。

別表松山東警察署の項課名の欄中「生活安全課」を「生活安全課」に改め、松山南警察署の項同欄中「警務課」を「警務課」に改める。

「警務課
留置管理課」

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第1号

愛媛県暴走族等の追放の促進に関する条例第14条第1項の規定に基づく暴走行為助長禁止重点区域の指定(平成14年3月愛媛県公安委員会告示第5号)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月23日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

表1の項暴走行為助長禁止重点区域の欄中「川之江市川之江町余木381番地先」を「四国中央市川之江町余木381番地先」に改め、同表2の項同欄中「川之江市上分町351番1地先から伊予三島市中曾根町1725番1地先」を「四国中央市上分町351番1地先から同市中曾根町1725番1地先」に改める。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成16年3月23日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,213,459
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,270

(3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 268,910
2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数
松山市	380,722	126,908
今治市	95,104	31,702
宇和島市	49,647	16,549
八幡浜市	26,520	8,840
新居浜市	103,613	34,538
西条市	47,139	15,713
大洲市	30,815	10,272
川之江市	30,654	10,218
伊予三島市	30,553	10,185
伊予市	24,790	8,264
北条市	23,786	7,929
東予市	27,066	9,022
宇摩郡	15,812	5,271
周桑郡	19,356	6,452
越智郡	59,176	19,726
温泉郡	33,035	11,012
上浮穴郡	13,334	4,445
伊予郡	51,953	17,318
喜多郡	25,303	8,435
西宇和郡	27,607	9,203
東宇和郡	31,440	10,480
北宇和郡	42,228	14,076
南宇和郡	23,806	7,936

○愛媛県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による直接請求(愛媛県議会議員伊予三島市選挙区の議員の解職請求に限る。)の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成16年3月23日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

直接請求(愛媛県議会議員伊予三島市選挙区の議員の解職請求に限る。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 伊予三島市選挙区選挙権を有する者の総数 30,551
- (2) 伊予三島市選挙区選挙権を有する者の総数の3分の1の数 10,184

任 免 辞 令

○任免辞令

2月8日

主任業務員 竹 内 聖 人

死亡



○公営企業任免辞令

2月29日

愛媛県技術吏員 佐 藤 政 晃

同 宮 成 利 恵

願により本職を免ずる（各通）

